

○鳥取県警察におけるサイバー対処能力検定要綱の制定について（例規通達）

令和7年5月2日

鳥サ対例規第1号

各所属長

対号 平成25年4月1日付け鳥生環例規第4号 鳥取県警察サイバー事案対処能力検  
実施要綱の制定について（例規通達）

鳥取県警察サイバー事案対処能力検定については、対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、対号例規通達の全部を改正し、別添「鳥取県警察におけるサイバー対処能力検定要綱」を制定し、令和7年5月7日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察におけるサイバー対処能力検定要綱

## 第1 目的

この要綱は、鳥取県警察における警察職員のサイバー空間の脅威への対処（以下「サイバー対処」という。）に関する知識及び技能の向上に資するため、全ての警察職員を対象として実施するサイバー対処に関する能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 能力検定の級位

能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行うこととし、能力検定の対象となる知識及び技能は、別表1の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

## 第3 能力検定の実施機関

初級及び中級の能力検定の実施機関は、鳥取県警察とし、上級の能力検定の実施機関は、警察庁とする。

## 第4 能力検定の出題範囲

各級位の能力検定の出題範囲は、別表2のとおりとする。

## 第5 能力検定の合格

### 1 合格基準

各級位の検定試験は、70%以上の成績であることをもって合格とする。

### 2 能力検定の免除

能力検定の実施機関の長（鳥取県警察本部長又は警察庁サイバー警察局サイバー企画課長をいう。以下同じ。）は、別表1の右欄に掲げる知識及び技能を有すると認める者につ

いては、当該者による申請により、同表の左欄に対応する級位の能力検定を免除し、当該級位の能力検定に合格したものとすることができる。

## 第6 更新

中級及び上級の合格資格は、原則として、3年以内の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

## 第7 合格者の管理

能力検定の実施機関の長は、各級位の能力検定に合格した者（第5の2により能力検定に合格したものとされる者を含む。以下同じ。）について、合格者台帳を作成するとともに、各級位の能力検定に合格した者の状況に変更が生じた場合には、遅滞なく当該合格者台帳を更新することとする。

## 第8 受験の奨励

所属長は、自所属の警察職員に対して、能力検定を積極的に受けるよう奨励するとともに、生活安全部サイバー犯罪対策課長は、全ての警察職員が積極的に能力検定を受けるようになるための諸対策を推進することとする。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、能力検定の要領は、別に定める。

### 別表1

能力検定の対象となる知識及び技能

級位	知識及び技能
初級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識
	2 サイバー対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの
	3 サイバー空間における犯罪に関する通報・相談を受けた際に、その内容を理解し、適切に事件主管課に報告できる程度の知識及び技能
中級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識
	2 サイバー対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー対処に従事するために必要なもの
	3 ネットワーク利用犯罪に的確に対処できる程度の知識及び技能
上級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する高

	度に専門的な知識
2	サイバー対処に関する高度に専門的な知識及び技能であって、他の警察職員に対し、サイバー対処に関する技術的助言を行うために必要なもの
3	高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に的確に対処できる程度の知識及び技能

別表 2

出題範囲

出題範囲		初級	中級	上級
サイバー事案に関する知識	関係法令及び捜査手続に関すること	○	○	○
	情報技術の解析の活用に関すること		○	○
	痕跡等の追跡に関すること		○	○
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	各種インターネットサービスに関すること	○	○	○
	各種サーバ及びネットワークに関すること		○	○
	各種ログに関すること		○	○
	各種不正プログラムに関すること		○	○
	情報セキュリティに関すること	○	○	○
	情報セキュリティ対策に関すること			○
	情報セキュリティ実装技術に関すること			○
サイバー対処に関する知識及び技能	サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	○	○	○
	サイバー対処に従事するために必要なもの		○	○
	サイバー対処に関する技術的助言を行うために必要なもの			○